

## 在日外国武官等の取扱いに関する達

昭和 56 年 7 月 31 日  
陸上自衛隊達第 45—1 号

改正 平成 9 年 1 月 17 日達第 122—132 号 平成 16 年 3 月 25 日達第 45—1—1 号  
平成 18 年 7 月 26 日達第 122—211 号 平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号  
平成 21 年 7 月 31 日達第 122—235 号

在日外国陸軍武官等の取扱いに関する達(昭和 52 年陸上自衛隊達第 45—1 号)の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 村井 澄夫

在日外国武官等の取扱いに関する達  
(趣旨)

**第 1 条** この達は、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）における在日外国武官等の訪問、招待及び招請若しくはこれらに対する資料の提供又は提供方要請に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「在日外国武官等」 在日外国武官、外国軍人、在日外国公館員及び在日アメリカ合衆国軍人をいう。
- (2) 「在日外国武官」 在日外国大使館付武官（国防武官及び陸、海、空の各武官をいう。）及び同補佐官、在日外国大使館付武官又は同補佐官を代理あるいはその職務を代行する者並びに武官等が配置されていない在日外国大使館、公使館及び領事館において、武官等の職務に相当する業務を行う館員をいう。
- (3) 「外国軍人」 外国の軍人並びに外国の国防機関に勤務する文官をいう。ただし、在日外国武官、在日アメリカ合衆国軍人及び来日するアメリカ合衆国軍人を除く。
- (4) 「在日外国公館員」 在日外国大使館、公使館及び領事館に勤務する外国人をいう。
- (5) 「在日アメリカ合衆国軍人」 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員及び軍属をいう。
- (6) 「訪問」 表敬、見学又は職務上の必要のため訪ねることをいう。
- (7) 「招待」 儀式、演習、その他の行事に招くことをいう。
- (8) 「招請」 職務上の必要のため、在日外国武官等を陸上自衛隊の部隊等に来訪を求めることをいう。

(在日外国武官の部隊等訪問)

**第3条** 在日外国武官の部隊等への訪問は、陸上幕僚長がその都度示すところによるものとする。

2 部隊等の長が在日外国武官から直接訪問の申出を受けた場合は、次の事項を順序を経て陸上幕僚長に報告し、その指示を受けるものとする。

(1) 訪問を申し出た在日外国武官の職名、階級、氏名

(2) 訪問目的、日時、場所

3 前項以外に必要な手続については別に定める。

4 部隊等が在日外国武官の訪問を受ける場合は、通常訪問を受ける部隊等において案内係幹部を設けるものとする。ただし、特に必要があるときは、陸上幕僚監部から案内係幹部を派遣する。

(在日外国武官の招待及び招請)

**第4条** 部隊等の長は、在日外国武官を招待又は招請する場合は、次の事項を明らかにし、順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。

(1) 招待又は招請する在日外国武官の職名、階級、氏名

(2) 招待又は招請する目的、日時、場所

2 前項以外に必要な手続については別に定める。

(隊員と在日外国武官との間の相互訪問・招待)

**第5条** 隊員と在日外国武官との間の相互の訪問及び招待は、次の各号によるものとする。

(1) 隊員が在日外国武官から訪問の申出を受けた場合は、第3条第2項各号に示す事項を明らかにし、順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。

(2) 隊員が在日外国武官を招待する場合は、前条に準じ、順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。

(3) 隊員が在日外国武官を訪問する場合は、次の事項を明らかにし、順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。

ア 訪問隊員の所属、階級、氏名

イ 訪問先在日外国武官の職名、階級、氏名

ウ 訪問目的、日時、場所

(4) 隊員が在日外国武官から招待を受けた場合は、次の事項を明らかにし、順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。

ア 被招待隊員の所属、階級、氏名

イ 招待を申し出た在日外国武官の職名、階級、氏名

ウ 訪問目的、日時、場所

2 前項以外に必要な手続については別に定める。

(訪問、招待又は招請結果の報告)

**第6条** 部隊等の長は、第3条又は第4条の規定により在日外国武官の訪問を受けるか、又はこれを招待、招請した場合は、次の事項を順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。

(1) 訪問、招待又は招請 在日外国武官の職名、階級、氏名

(2) 訪問、招待又は招請間の行動

(3) 在日外国武官が特に関心を示した事項及びこれに関する質疑応答の内容

2 隊員が前条各号の規定により在日外国武官と交流の機会をもった場合には、前項に準じて所属長に報告するものとする。

(在日外国武官に対する資料の提供及び提供方要請)

**第7条** 部隊等への訪問、招待又は招請時における在日外国武官に対する自衛隊に関する資料の提供又は外国軍隊等に関する資料の提供方要請は、陸上幕僚長が行う。

(外国軍人及び在日外国公館員の取扱い)

**第8条** 外国軍人及び在日外国公館員の取扱いは、第3条から前条までの規定を準用する。

(在日アメリカ合衆国軍人の取扱い)

**第9条** 陸上自衛隊と在日アメリカ合衆国軍隊との共同業務に関連するもののうち、次の各号に該当するものについては、当該共同業務を所掌する部隊等の長が措置するものとする。

(1) 在日アメリカ合衆国軍人の部隊等への訪問、招待及び招請

(2) 隊員の在日アメリカ合衆国軍隊への訪問

(3) 隊員と在日アメリカ合衆国軍人相互間の訪問及び招待

(4) 陸上自衛隊と在日アメリカ合衆国軍隊相互間の資料(秘密の指定のないもの。)の提供及び提供方要請

2 前項各号に定めるもののほか、在日アメリカ合衆国軍人の取扱いは、第3条から第7条までの規定を準用する。

3 来日するアメリカ合衆国軍人についても前2項の規定を準用する。

附 則

1 この達は、昭和56年9月1日から施行する。

2 陸上自衛隊の広報活動に関する達(陸上自衛隊達第31—1号)第20条を次のように改める。

(次のよう略)

附 則(平成9年1月17日陸上自衛隊達第122—132号)

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則(平成16年3月25日陸上自衛隊達第45—1—1号)

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月26日陸上自衛隊達第122—211号)

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則(平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号)

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則(平成21年7月31日陸上自衛隊達第122—235号)

この達は、平成21年8月1日から施行する。